

問題 1

【正解】 2

【解説】 共通問題。刑法の基礎理論に関する基礎的な問題であり、遡及処罰の禁止の意義に関する理解を確認する趣旨である。最判平成 8・11・18 刑集 50 卷 10 号 745 頁に反し、誤っている。

問題 2

【正解】 2

【解説】 1 年次対象。因果関係に関する基礎的な問題であり、判例の因果関係判断に関する理解を確認する趣旨である。最決平成 2・11・20 刑集 44 卷 8 号 837 頁に反し、誤っている。

問題 3

【正解】 2

【解説】 共通問題。故意論に関する基礎的な問題であり、具体的事実の錯誤に関する理解を確認する趣旨である。判例（最判昭和 53・7・28 刑集 32 卷 5 号 1068 頁）が採用する抽象的法定符合説・数故意犯説の立場からは、A に対して成立するのは殺人未遂罪である。

問題 4

【正解】 2

【解説】 1 年次対象。故意論に関する基礎的な問題であり、未必の故意に関する理解を確認する趣旨である。犯罪事実を意欲しておらず、確定的に認識・予見しているわけではないが、故意が認められる場合もある（いわゆる未必の故意）。

問題 5

【正解】 2

【解説】 1 年次対象。被害者の同意に関する基礎的な問題であり、同意傷害についての理解を確認する趣旨である。最決昭和 55・11・13 刑集 34 卷 6 号 396 頁は、このような事例につき、傷害行為の違法性が阻却されないものとしている。

問題 6

【正解】 1

【解説】 共通問題。違法性の意識に関する基礎的な問題であり、違法性の意識の要否に関する学説についての理解を確認する趣旨である。違法性の意識を欠いたが、それについて相当な理由がない場合には、違法性の意識不要説、違法性の意識の可能性必要説のいずれから、故意犯の成立が認められる。

問題 7

【正解】 2

【解説】 共通問題。未遂犯に関する基礎的な問題であり、実行の着手に関する理解を確認する趣旨である。最決昭和 40・3・9 刑集 19 卷 2 号 69 頁は、類似の事案で窃盗罪の実行の着手を認め、事後強盗未遂罪の成立を認めている。

問題 8

【正解】 2

【解説】 共通問題。共犯論に関する基礎的な問題であり、承継的共同正犯に関する理解を確認する趣旨である。最決平成 24・11・6 刑集 66 卷 11 号 1281 頁に反し、誤っている。

問題 9

【正解】 2

【解説】 1 年次対象。実行行為性に関する基礎的な問題であり、殺人罪の実行行為性に関する理解を確認する趣旨である。最決平成 16・1・20 刑集 58 卷 1 号 1 頁は、この場合につき、殺人未遂罪の成立を肯定している。

問題 10

【正解】 1

【解説】 共通問題。罪数論に関する基本的な問題であり、観念的競合に関する理解を確認する趣旨である。1 個の行為によって 2 つの殺人罪が実現した場合には、両罪は観念的競合の関係に立つ。

問題 11

【正解】 1

【解説】 共通問題。生命・身体に対する罪に関する基本的な問題であり、同時傷害の特例に関する理解を確認する趣旨である。判例（最判昭和 26・9・20 刑集 5 卷 10 号 1937 頁）によれば、同時傷害の特例は傷害致死罪の場合にも適用がある。

問題 12

【正解】 1

【解説】 共通問題。名誉に対する罪に関する基本的な問題であり、名誉毀損罪の成立要件に関する理解を確認する趣旨である。大判昭和 13・2・28 刑集 17 卷 141 頁ほか判例の立場であり、正しい。

問題 13

【正解】 2

【解説】 共通問題。財産犯に関する基本的な問題であり、親族相盗例の適用範囲に関する理解を確認する趣旨である。設問後段が最決平成 6・7・19 刑集 48 卷 5 号 190 頁に反する。

問題 14

【正解】 2

【解説】 共通問題。財産犯に関する基本的な問題であり、強盗殺人罪の成否に関する理解を確認する趣旨である。財物奪取意思が殺害後に生じた場合とは異なり、本問の場合には強盗殺人罪になる。

問題 15

【正解】 2

【解説】 1 年次対象。財産犯に関する基本的な問題であり、詐欺罪の成否に関する理解を確認する趣旨である。判例（最決昭和 30・7・7 刑集 9 卷 9 号 1856 頁）は、同様の事件について、代金支払を免れた行為に関しては詐欺罪の成立を否定している。

問題 16

【正解】 2

【解説】 共通問題。財産犯に関する基本的な問題であり、いわゆる誤振込みがあった場合の処理についての理解を確認する趣旨である。判例（最決平成 15・3・12 刑集 57 卷 3 号 322 頁）は、誤振込みの受取人に告知義務を認めているが、ATM から預金を払い戻す行為は、「人を欺」く行為と評価できないため、詐欺罪は成立しない。

問題 17

【正解】 2

【解説】 1 年次対象。財産犯に関する基本的な問題であり、横領罪についての理解を確認する趣旨である。横領罪（252 条）は、「財産上の不法の利益を得、又は他人にこれを得させた」行為の処罰を規定していない。

問題 18

【正解】 1

【解説】 共通問題。盗品等関与罪に関する基本的な問題であり、盗品等保管罪についての理解を確認する趣旨である。最決昭和 50・6・12 刑集 29 卷 6 号 365 頁によれば、正しい。

問題 19

【正解】 1

【解説】 共通問題。社会的法益に対する罪に関する基本的な問題であり、放火罪についての理解を確認する趣旨である。最決平成元・7・7 判時 1326 号 157 頁は、同様の事件について、現住建造物放火罪の成立を認めた原判決の判断を是認している。

問題 20

【正解】 1

【解説】 1 年次対象。国家的法益に対する罪に関する基本的な問題であり、証拠隠滅罪の成否についての理解を確認する趣旨である。証拠隠滅罪については、大判明治 45・1・15 刑録 18 輯 1 頁、大判昭和 10・9・28 刑集 14 卷 997 頁が、教唆犯の成立を認めている（なお証拠偽造罪に関し教唆犯の成立を認めた最高裁判例として最決昭和 40・9・16 刑集 19 卷 6 号 679 頁）。

問題 21

【正解】 3

【解説】 共通問題。因果関係についての基本的な問題であり、因果関係に関する重要判例の理解を確認する趣旨である。1 は最決平成 2・11・20 刑集 44 卷 8 号 837 頁の趣旨に反している。2 は最決平成 16・2・17 刑集 58 卷 2 号 169 頁の趣旨に反している。3 は最判昭和 25・3・31 刑集 4 卷 3 号 469 頁の趣旨に合致している。4 は最決昭和 53・3・22 刑集 32 卷 2 号 381 頁の結論に反する。5 は最決平成 18・3・27 刑集 60 卷 3 号 382 頁の趣旨に反している。

問題 22

【正解】 2

【解説】 1 年次対象。故意・錯誤論についての基本的な問題であり、抽象的事実の錯誤についての理解を確認する趣旨である。構成要件の符合説（法定的符合説）のうち、形式的に符合を判断する立場が見解①、実質的な重なり合いで符合を判断する立場が見解②であり、見解③が抽象的符合説の立場である。学生 A は見解②、学生 B は見解③、学生 C は見解①である。

問題 23

【正解】 3

【解説】 1 年次対象。正当防衛についての基本的な問題であり、侵害の急迫性に関する判例の理解を確認する趣旨である。【事例】における X は A による侵害を予期しつつ、積極的加害意思を有して侵害に臨んでいるといえるため、判例（最決昭和 52・7・21 刑集 31 巻 4 号 747 頁）によれば、侵害の急迫性が否定される。したがって、正しいのは 3 である。このように急迫性の判断においては行為者の主観面が考慮されるから、2 は誤りである。また、積極的加害意思があるからといって直ちに防衛意思が否定されるわけではないから、1 も誤りである。4 は防衛の意思を認める点においては誤っているとはいえないが、結論として正当防衛の成立を認める点において誤っている。なお、判例（最判昭和 32・1・22 刑集 11 巻 1 号 31 頁）は、喧嘩闘争であっても正当防衛が成立する余地を認めているから、5 は誤りである。

問題 24

【正解】 5

【解説】 共通問題。未遂犯に関する基本的な問題であり、不能犯や中止犯をめぐる問題について思考力を問う趣旨である。空欄部分には、それぞれ、(ア) i, (イ) g, (ウ) a, (エ) d, (オ) l, (カ) c, (キ) j が入る。本問のような類型の窃盗における客体の不能の場合、客観的危険説からは不能犯とする余地があるが、具体的危険説からは未遂犯が認められるだろう。中止行為と結果不発生との間の因果関係の要否については、学説上、争いがある。

問題 25

【正解】 5

【解説】 1 年次対象。共犯論に関する基本的な問題であり、共同正犯の成立要件に関する理解を確認する趣旨である。アについては、大判明治 44・10・9 刑録 17 輯 1652 頁、最判昭和 32・11・19 刑集 11 巻 12 号 3073 頁などで、非身分者についても共同正犯は認められているので異なる。イについては、最判昭和 28・1・23 刑集 7 巻 1 号 30 頁、最決平成 28・7・12 刑集 70 巻 6 号 411 頁ほか、過失犯の共同正犯は成立しうるので異なる。ウについては、大判大正 11・2・25 刑集 1 巻 79 頁で片面的共同正犯は否定されているので異なる。エについては、最決平成 13・10・25 刑集 55 巻 6 号 519 頁において強盗の実行者たる刑事未成年との間で（共謀）共同正犯が認められているので異なる。ア～エはすべて異なり 5 が正解である。

問題 26

【正解】 4

【解説】 共通問題。自由に対する罪に関する基本的な問題であり、逮捕・監禁罪、略取・誘拐罪に関する理解を問う趣旨である。1 は、略取・誘拐罪については嬰兒も客体になるので、誤っている。2 は、停車を求められる前から監禁罪が成立する（最決昭和 33・3・19 刑集 12 卷 4 号 636 頁参照）ので、誤っている。3 は、監禁致傷にいう致傷結果は、逮捕監禁の事実自体又は監禁状態を作出もしくは維持する手段としての暴行等から生じることが必要であり、監禁の機会に別の動機からなされた暴行から傷害結果が生じた場合には監禁罪と傷害罪の併合罪とされるので、誤っている。4 は正しい（最決昭和 58・9・27 刑集 37 卷 7 号 1078 頁）。5 は、連れ去る行為の態様も考慮要素の 1 つとされる（最判平成 17・12・6 刑集 59 卷 10 号 1901 頁）ので、誤っている。

問題 27

【正解】 1

【解説】 1 年次対象。財産犯に関する基本的な問題であり、財産犯の保護法益に関する理解を問う趣旨である。学生 A は占有説、学生 B は本権説の立場である。判例は占有説と解されるので A は正しい。本権説からは暴行罪・脅迫罪に限って、構成要件該当性が肯定されるので、イは誤り。占有説からも違法性阻却を認める余地があるので、ウは正しい。占有説は民事上の権利関係と無関係に構成要件該当性を判断する立場であり、エは誤り。本権説の立場からは、被害者に所有権がなくても、適法な賃借権があれば窃盗罪で保護されることになるので、オは誤り。

問題 28

【正解】 5

【解説】 共通問題。財産犯に関する基本的な問題であり、窃盗罪、強盗罪に関する理解を問う趣旨である。【事例】は、最決昭和 61・11・18 刑集 40 卷 7 号 523 頁の事例を単純化したものである。本決定は、覚せい剤の取得が窃盗又は詐欺のいずれに当たるかの判断を留保しつつ、そのいずれかの罪と、覚せい剤の返還ないし代金支払いを殺害により免れる 2 項強盗殺人（判例の事案では未遂）の罪の包括一罪として処断されるとの判断を示した。従って、正しいのはウとオである。アは、A が Y に預けることにより占有がすでに移転すると考えるならば、騙して預かる行為について詐欺罪が成立し、その後の持ち逃げについて窃盗罪が成立することはないから、誤りである。イは、原審はそうに解したが、本決定はその構成を否定しているから、誤りである。エは、併合罪としている点で誤っている。

問題 29

【正解】 2

【解説】 共通問題。財産犯に関する基本的な問題であり、詐欺罪、盗品等関与罪に関する理解を問う趣旨である。預金通帳は、刑法 246 条 1 項の「財物」に該当する（最決平成 14・10・21 刑集 56 卷 8 号 670 頁）ので、1 は誤り。銀行がキャッシュカードの第三者への譲渡を規定上禁止し、応対した銀行員も、第三者に譲渡する目的で預金口座開設等の申込みがなされていることが分かればキャッシュカードの交付に応じることがなかった、という場合には、銀行からキャッシュカードの交付を受けた行為は 1 項詐欺罪を構成する（最決平成 19・7・17 刑集 61 卷 5 号 521 頁）ので、2 は正しい。また、この場合には、銀行員に対して預金口座の開設等を申し込む行為それ自体が「人を欺く」行為に当たる（前掲最決平成 19・7・17）ので、3 は誤り。本犯者（共同正犯者も含む）には、その後の行為につき盗品等関与罪が（別個に）成立しないので、4 および 5 は誤り。

問題 30

【正解】 3

【解説】 1 年次対象。社会的法益に対する罪に関する基本的な問題であり、放火罪における「焼損」概念に関する思考力を問う趣旨である。それぞれのカッコ内に入る語句は、以下のとおりである。

ア=a イ=b ウ=d エ=h オ=c カ=e キ=i ク=f ケ=g